

県学警連だより No.151

令和8年6月4日



熊本県学警連事務局
熊本県教育庁
学校安全・安心推進課
熊本県警察本部
生活安全企画課

闇バイト(犯罪実行者募集情報) 加担防止について

目先の利益を手に入れるため、少年が「闇バイト」に安易に応募し、電話で「お金」詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。現在、社会的に「闇バイト」という用語が使用されていますが、これは単なるアルバイトなどではなく**犯罪**です。「闇バイト」の募集は、犯罪実行役の募集にほかなりません。その実態は、**犯行グループが使い捨て(逮捕されてもいい)要員を募集**するものであり、これに関わることで少年にどのような危険が及ぶかについて伝える必要があります。



闇バイトの実態 ～少年の使い捨て～

① 募集情報への応募

- 先輩・友人・知人から誘われた
- SNSで知り合った相手から誘われた
- 高額報酬、ホワイト案件

② 犯行グループとのやりとり

犯行グループが匿名性の高いアプリをインストールするよう指示

③ 犯行グループへ個人情報を送信

- 身分証明書と一緒に自分の顔写真を送信
- 家族や交際相手の個人情報を送信
- 動画等を送信(スマホの中身や自宅など)

④ 犯行グループによる脅迫行為

- 本人や家族に対する脅迫
- 実家への押しかけ

⑤ 犯行グループの末端として犯罪行為に加担

(1) 「受け子」などの犯罪行為に加担

(2) たった一度でも犯罪行為に加担すれば犯行グループからの離脱は困難
(犯行グループは個人情報を元に少年たちを何度でも脅迫)

(3) 何度も犯罪行為をやらされ、逮捕されるまで使われ、逮捕されれば見捨てられる
(犯行グループは自分たちが逮捕されないよう少年たちを「捨て駒」として利用)

闇バイトに応募し、犯罪に加担したことで、詐欺罪(10年以下の拘禁刑)、強盗罪(5年以上の有期拘禁刑)、強盗殺人罪(死刑又は無期拘禁刑)など重大な犯罪に加担させられ、使い捨てにされてしまいます。

万が一、応募してしまった場合は、



すぐに警察に相談してください!!

※警察庁ホームページに闇バイトの事例集などが掲載されています! 参考にしてください!

事例集「闇バイトの実態」

啓発チラシ



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター ※相談受付 平日 8:30-17:15

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(ホ-ニョリヨカロ-) 携帯電話からは、096-384-4976